

新	旧						
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引リスク等重要事項について</p> <p>（１．～５．省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>FINALTO FINANCIAL SERVICES LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構</td> </tr> </table> <p>7. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、日証金信託銀行株式会社、株式会社 SMBC 信託銀行及び、FX クリアリング信託株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しています。これは当社倒産リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。<u>なお、代用有価証券については、証券保管振替機構において当社の自己の資金とは区分して管理しています。</u></p>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<b><u>FINALTO FINANCIAL SERVICES LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書（DMM FX）</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引リスク等重要事項について</p> <p>（１．～５．省略）</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u></b> <b><u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u></b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>ADS Securities London Limited</u></b> <b><u>証券業：英金融行為規制機構</u></b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b><u>CFH CLEARING LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構</td> </tr> </table> <p>7. 当社では、お客様からお預かりした証拠金の全額を金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、日証金信託銀行株式会社、株式会社 SMBC 信託銀行及び、FX クリアリング信託株式会社に金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しています。これは当社倒産リスクからお客様の資金の保全を図るためのものです。</p>	<b><u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u></b> <b><u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u></b>	<b><u>ADS Securities London Limited</u></b> <b><u>証券業：英金融行為規制機構</u></b>	<b><u>CFH CLEARING LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構
<u>（削除）</u>							
<u>（削除）</u>							
<b><u>FINALTO FINANCIAL SERVICES LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構							
<b><u>AxiCorp Financial Services Pty Ltd</u></b> <b><u>金融商品取引業：オーストラリア証券投資委員会</u></b>							
<b><u>ADS Securities London Limited</u></b> <b><u>証券業：英金融行為規制機構</u></b>							
<b><u>CFH CLEARING LIMITED</u></b> Liquidity Provider：英金融行為規制機構							

<p>(以下、省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p> <p>毎営業日の証拠金維持率判定時刻（営業日クローズ時点）において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が 100%を下回っている場合、証拠金維持率が 100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、<u>建玉の評価については</u>毎営業日の最後に配信された外国為替レート（終値）、<u>代用有価証券の評価は直近の時価</u>をもって判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。</p> <p>お客様は追加証拠金が発生した翌営業日の 04 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の FX 取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、同営業日の 05 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。<u>なお、代用有価証券を新たに差し入れることで証拠金維持率が 100%以上に</u></p>	<p>(以下、省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p>○追加証拠金制度及びマージンカットにおけるリスク</p> <p>毎営業日の証拠金維持率判定時刻（営業日クローズ時点）において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の新規未約定注文及び出金予約は、全て取消処理されます。この取消処理を行った後にも証拠金維持率が 100%を下回っている場合、証拠金維持率が 100%に回復するために必要な追加証拠金が発生します。また、証拠金維持率の判定は、毎営業日の最後に配信された外国為替レート（終値）をもって判定しており、その後のレート変動等によりお客様の証拠金維持率が 100%以上に回復したとしても、追加証拠金の解消とはなりません。</p> <p>お客様は追加証拠金が発生した翌営業日の 04 時 59 分までに、追加証拠金をお客様の FX 取引口座へ入金若しくは保有建玉の決済等により追加証拠金を解消しない限り、同営業日の 05 時 00 分をもって全ての未決済ポジションが反対売買により強制決済（マージンカット）されます（マージンカットは、原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。また、流動性の低下等により、配信レートの更新が行われない場合は、配信レートの更新が行われるまで約定が遅延することがあります）。</p>
--	---

回復させることも可能ですが、追加証拠金の発生後に新たに代用有価証券の差入指示を行ったとしても、原則として、強制決済が行われる時刻までに当該代用有価証券の評価が預託証拠金には反映されません。

また、振込入金の際に取引口座名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金エラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末等の休日を挟み、レートに乖離が発生する場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的でシステム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレー

振込入金の際に取引口座名義人名と振込名義人名に相違がある場合、クイック入金エラーとなった場合、入金が即座に反映されない場合や、金融機関が休業日である場合など、入金期限までに入金の確認が取れない場合においても、全ての未決済ポジションは反対売買により強制決済されます。

○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末等の休日を挟み、レートに乖離が発生する場合等に、お客様が指定されたレートよりも不利なレートで約定する可能性（スリッページの発生）があり、意図していない損失を被ることがあります。また、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的でシステム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレー

<p>ト<u>や</u>、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて （(1) ～ (3) 省略）</p> <p>（4）ロスカットに伴うリスク</p> <p>FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p><u>なお</u>、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。<u>また、お客様がロスカットを回避する目的で、ロスカット執行前に現金や代用有価証券を当社に差し入れた場合でも、その理由の如何に関わらず取引口座への反</u></p>	<p>ト<u>で約定することがあること、また</u>、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。</p> <p>○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて （(1) ～ (3) 省略）</p> <p>（4）ロスカットに伴うリスク</p> <p>FX 取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要する場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあります。</p> <p><u>また</u>、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。</p>
--	---

<p><b>映が間に合わず、ロスカットにより強制決済が執行されることあります。</b></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定 (<b><u>建玉の評価については毎営業日の最後に配信された外国為替レート(終値)、代用有価証券の評価は直近の時価</u></b>により計算) を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が 100%を下回った場合には、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。お客様が、当該翌営業日の 04 時 59 分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、当該翌営業日の 05 時 00 分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済 (マージンカット) します。</p>	<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>(口座開設について 省略) (当社の為替リスク管理について 省略)</p> <p>お取引について</p> <p>(1. ～7. 省略)</p> <p>8. 追加証拠金制度</p> <p>1) 毎営業日のマーケットクローズ時点で証拠金維持率判定 (毎営業日の<b>終値</b>により計算) を行っており、当該時点において、お客様の証拠金維持率が 100%を下回った場合には、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。お客様が、当該翌営業日の 04 時 59 分までに、お客様の取引口座に入金する等により追加証拠金を解消しない限り、当該翌営業日の 05 時 00 分に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済 (マージンカット) します。</p> <p>(以下、省略)</p>
--	---

<p>(以下、省略)</p> <p>2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。</p> <p>(1) 「追加証拠金額※」以上の<u>現金（円貨。以下、本説明書において同じ。）</u>の入金（DMM CFD、DMM 株及び DMM バヌーシーの取引口座からの振替入金も含まれます）<u>若しくは、当社の定める代用有価証券の差入※</u></p> <p><u>※代用有価証券の差入に関する手続きには 1 営業日以上要するため、追加証拠金発生後に代用有価証券の差入指示を行った場合でも、預託証拠金への評価額の反映は、追加証拠金解消期限には間に合いませんのでご注意ください。</u></p> <p>((2) ~ (3) 省略)</p> <p>4) 追加証拠金が発生した場合、当社にて以下の対応をさせていただきます。</p> <p>(1) 新規取引の停止</p> <p>(2) <u>現金</u>出金予約<u>及び代用引出予約</u>の停止</p> <p>(3) 発注済み未約定新規注文の取消処理の実施（未約定新規注文を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加のご入金等はありません。）</p> <p>(4) <u>現金</u>出金予約済の場合は、<u>現金</u>出金予約の取消（出金予約を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません。）</p>	<p>2) 追加証拠金を解消するには、お客様は第1項所定の期日までに、以下のいずれかの方法を採用することが必要となります。</p> <p>(1) 「追加証拠金額※」以上の入金</p> <p>（DMM CFD、DMM 株及び DMM バヌーシーの取引口座からの振替入金も含まれます。）</p> <p>((2) ~ (3) 省略)</p> <p>4) 追加証拠金が発生した場合、当社にて以下の対応をさせていただきます。</p> <p>(1) 新規取引の停止</p> <p>(2) 出金予約の停止</p> <p>(3) 発注済み未約定新規注文の取消処理の実施（未約定新規注文を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加のご入金等はありません。）</p> <p>(4) 出金予約済の場合は、出金予約の取消（出金予約を取消すことで、不足金額が解消された場合は追加の証拠金のご入金は必要ありません。）</p>
--	---

<p>(以下、省略)</p> <p>(9. ～10. 省略)</p> <p>11. 取引時間</p> <p>取引時間及びシステムメンテナンス時間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">取引時間</th> <th style="width: 50%;">システムメンテナンス時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏時間</td> <td>月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分</td> <td>土曜 12 時 00 分－18 時 00 分</td> </tr> <tr> <td>冬時間</td> <td>月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分</td> <td>土曜 12 時 00 分－18 時 00 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>FX 取引</b>における営業日とは、夏時間の期間は、当日 06 時 00 分から翌日 05 時 59 分まで（金曜日のみ翌土曜日の 05 時 50 分まで）をいい、冬時間の期間は、当日 07 時 00 分から翌日 06 時 59 分（金曜日のみ翌土曜日の 06 時 50 分まで）までをいい、営業日の切り替えは、夏時間の期間は 06 時 00 分に、冬時間の期間は 07 時 00 分に行われます。なお、何らかの理由により、土曜日の 05 時 50 分（冬時間においては 06 時 50 分）を越えて外国為替レートの配信があった場合には、その状況に鑑み、当該外国為替レートを金曜日の営業日に配信されたレートとして扱い、当該外国為替レートにより約定した注文を有効とする場合があります。このとき、各通貨ペアにおいて最後に配信された外国為替レートを同営業日の終値として取り扱います。</p> <p>(以下、省略)</p>		取引時間	システムメンテナンス時間	夏時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分	冬時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分	<p>(以下、省略)</p> <p>(9. ～10. 省略)</p> <p>11. 取引時間</p> <p>取引時間及びシステムメンテナンス時間は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">取引時間</th> <th style="width: 50%;">システムメンテナンス時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏時間</td> <td>月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分</td> <td>土曜 12 時 00 分－18 時 00 分</td> </tr> <tr> <td>冬時間</td> <td>月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分</td> <td>土曜 12 時 00 分－18 時 00 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <b>当社</b>における営業日とは、夏時間の期間は、当日 06 時 00 分から翌日 05 時 59 分まで（金曜日のみ翌土曜日の 05 時 50 分まで）をいい、冬時間の期間は、当日 07 時 00 分から翌日 06 時 59 分（金曜日のみ翌土曜日の 06 時 50 分まで）までをいい、営業日の切り替えは、夏時間の期間は 06 時 00 分に、冬時間の期間は 07 時 00 分に行われます。なお、何らかの理由により、土曜日の 05 時 50 分（冬時間においては 06 時 50 分）を越えて外国為替レートの配信があった場合には、その状況に鑑み、当該外国為替レートを金曜日の営業日に配信されたレートとして扱い、当該外国為替レートにより約定した注文を有効とする場合があります。このとき、各通貨ペアにおいて最後に配信された外国為替レートを同営業日の終値として取り扱います。</p> <p>(以下、省略)</p>		取引時間	システムメンテナンス時間	夏時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分	冬時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分
	取引時間	システムメンテナンス時間																	
夏時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分																	
冬時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分																	
	取引時間	システムメンテナンス時間																	
夏時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 05 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分																	
冬時間	月曜 07 時 00 分－ 土曜 06 時 50 分	土曜 12 時 00 分－18 時 00 分																	

<p>1 2. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>35</u>ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。なお、これら注文は、FX取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(1 3. ~ 1 4. 省略)</p> <p>1 5. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p>FX取引を開始するためには、所定の<u>現金若しくは代用有価証券を当社に預け入れる</u>必要があります。</p> <p><u>証拠金に代えて取り扱える代用有価証券は、日本国内に上場されている国内株式、投資信託等(ETF、REITをいいます)、投資証券(ETNをいいます)で、その評価額は、前国内株式営業日の時価(終値)に70%の掛目を乗じた額となります。ただし、金融市場の動向等による金融商品取引所の決定や、当社の判断により代用有価証券として取り扱うことができる銘柄の変更や掛目の変更を行うことがあります。これら状況については、当社のホームページ等でお知らせいたします。</u></p> <p><u>また、代用有価証券を証拠金として使用する場合には、事前に「DMM FX」口座と同一名義人名の「DMM株」口座を開設する必要があります。</u></p>	<p>1 2. 注文の種類</p> <p>1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は、<u>34</u>ページの店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。なお、これら注文は、FX取引システムでのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及び変更・取消はできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(1 3. ~ 1 4. 省略)</p> <p>1 5. 証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ</p> <p>FX取引を開始するためには、所定の<u>証拠金をFX取引口座に入金する</u>必要があります。<u>なお、現金(日本円)のみ受け入れ可能であり、有価証券等の受入は行っておりません。</u></p>
--	--

<p><u>す (NISA 口座及びジュニア NISA 口座で保有している銘柄については代用有価証券として扱えません)。</u></p> <p>((2) 省略)</p> <p>(3) 不足金額の差入れ                  マージンカットやロスカットルールがあっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足額が発生した翌営業日の 15 時までに現金<u>若しくは代用有価証券</u>を当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の<u>全額</u>の差入れがなされない場合には、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることとし、<u>更に、当該期日の翌国内株式営業日の 07 時 29 分までに不足金額の全額の差入れがなされない場合には、当該国内株式営業日の前場寄付 (相場状況等により約定されないことではなす)</u>にてお預かりの代用有価証券をお客様の計算にて成行で売却処分し、<u>当該売却により受け渡された売却代金を当該不足金額に充当いたします。</u></p> <p>((4) 省略)</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準における<u>現金</u>の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td>代用証券評価額</td> <td>代用有価証券の証拠金としての評価額</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準における <u>現金</u> の証拠金残高	代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額	<p>((2) 省略)</p> <p>(3) 不足金額の差入れ                  マージンカットやロスカットルールがあっても、預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は、当該不足額が発生した翌営業日の 15 時までに現金<u>で</u>を当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受<u>けます。</u></p> <p>((4) 省略)</p> <p>(5) 用語の説明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託証拠金残高</td> <td>取引日基準の証拠金残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高		<u>(新設)</u>
用語	説明												
預託証拠金残高	取引日基準における <u>現金</u> の証拠金残高												
代用証券評価額	代用有価証券の証拠金としての評価額												
用語	説明												
預託証拠金残高	取引日基準の証拠金残高												
	<u>(新設)</u>												

ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金	ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金	注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合	証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額	評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）	建玉評価損益	その時点のポジションに対する評価額（スワップ含まず）
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額	建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	<u>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち</u> 出金予約できる金額 預託証拠金残高+代用証券評価額－（ポジション必要証拠金+注文証拠金+出金予約額）－約定評価損 <u>（ただし、その上限額は（預託証拠金残高・出金予約額）の額まで）</u>	出金可能額	出金予約できる金額  預託証拠金残高－（ポジション必要証拠金+注文証拠金+出金予約額）－約定評価損
代用引出可能額	<u>預託証拠金残高と代用証券評価額の合計額のうち、代用有価証券をDMM株口座へ振替できる金額</u> <u>預託証拠金残高+代用証券評価額－（ポジション必要証拠金+注文証拠金+出金予約額+売却済代用証券評価額）－約定評価損（ただし、その上限額は代用証券評価額まで）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
純資産額	預託証拠金残高と代用証券評価額に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額	純資産額	預託証拠金残高に評価損益を加え、出金予約額を差し引いた額

<p>追加証拠金額                  毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額                  証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産額</p>	<p>追加証拠金額                  毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合に発生するポジション必要証拠金の不足額                  証拠金維持率判定時刻におけるポジション必要証拠金額 - 純資産</p>
<p>1 6. 証拠金等の入金・出金、<u>代用有価証券の振替</u></p> <p>(1) <u>現金</u>の入金                  (内容省略)</p> <p>(2) <u>現金</u>の出金                  (内容省略)</p> <p>(3) <u>代用有価証券の振替（入庫）</u>  <u>DMM 株でお預かりの有価証券（NISA 口座、ジュニア NISA 口座での預かりを除きます）のうち、当社が代用有価証券として認めているものについては、お客様の指示により代用有価証券として振替を行うことができます。代用有価証券の振替の指示は、国内株式営業日の07時00分～15時30分の間でのみ行うことができます。</u>  <u>代用有価証券の証拠金への反映は、振替指示が行われた翌国内株式営業日の07時00分（夏時間は06時00分）に反映されます。従いまして、祝祭日の前日や年末年始等を挟んで振替指示を行った場合には、国内株式市場が休場となる日は、DMM FX 口座への証拠金としての反映が行われないため注意が必要となります。</u></p>	<p>1 6. 証拠金等の入金・出金</p> <p>(1) <u>証拠金等</u>の入金                  (内容省略)</p> <p>(2) <u>証拠金等</u>の出金                  (内容省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>(4) 代用有価証券の振替 (出庫)</u></p> <p><u>DMM FX で証拠金として使用している代用有価証券は、代用引出可能額の範囲で振替予約を行うことができます。当該振替予約は、国内株式営業日の 07 時 00 分～15 時 30 分の間でのみ行うことができます。ただし、代用引出可能額以内の金額であったとしても、指示した金額が 1 単元の価格に満たない場合、若しくは 1 単元に満たない部分については、当該代用有価証券の振替はできません (DMM FX 口座で代用有価証券として使用している期間に株式分割等により発生した単元未満の有価証券を除く)。振替指示を行った代用有価証券は、翌国内株式営業日に DMM 株口座への振替処理が完了しますが、振替の指示を当社が受け付けた時点で、預託証拠金から代用証券評価額が控除されるため、ポジションを保有している場合は、証拠金維持率の低下に注意が必要となります。</u></p> <p>(17. ～22. 省略)</p> <p>23. 電子交付書面</p> <p>契約締結前交付書面等 (本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款」)、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)」、「<u>証拠金受領通知書 (FX 代用有価証券)</u>」、「取引残高報告書 (月次)」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付 (電子交付) いたします。なお、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)」及び「取引残高報告書 (月次)」、「四半期</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(17. ～22. 省略)</p> <p>23. 電子交付書面</p> <p>契約締結前交付書面等 (本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款」)、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)」、「取引残高報告書 (月次)」、「四半期報告書」及び「期間損益報告書」等は電磁的方法によって交付 (電子交付) いたします。なお、「取引報告書兼残高報告書兼証拠金受領通知書 (日次)」及び「取引残高報告書 (月次)」、「四半期報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画</p>
--	--

<p>報告書」、及び「期間損益報告書」は取引画面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 証拠金の差入れ          店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の<u>現金若しくは代用有価証券</u>を差し入れて頂きます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p>	<p>面上で閲覧が可能です。電子交付書面の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社までご照会ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の手続きについて</p> <p>(1. ～2. 省略)</p> <p>3. 証拠金の差入れ          店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の<u>証拠金</u>を差し入れて頂きます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義</p>
---	--

<p><u>□代用有価証券（だいようゆうかしょうけん）</u></p> <p><u>本説明書においては、FX 取引の際に差し入れる証拠金の代わりに用いることができる有価証券をいいます。DMM FX で対象となる代用有価証券は、日本国内の市場に上場されている国内株式、投資信託等（ETF、REIT）、投資証券（ETN）ですが、対象銘柄及び評価の掛目は当社の判断により変更することがあります。</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p>（金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 3 年 3 月 6 日 改訂</u></p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p>（金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について省略）</p> <p>（反社会的勢力に対する基本方針 省略）</p>
---	---